

**三重県障害者施策推進協議会条例**（三重県手話言語条例附則による改正版）

## （趣旨）

第一条 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号。以下この条において「法」という。）第三十六条第一項の審議会その他の合議制の機関は、三重県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）とし、その組織及び運営に関しては、法に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

## （組織）

第二条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

## （委員）

第三条 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。

2 前項の規定による委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （専門委員）

第四条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときに解任されたものとみなす。

## （会長）

第五条 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## （幹事）

第六条 協議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、知事が指定する部内の職及び三重県教育委員会事務局の職にある者をもつてあて

る。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、会長、委員及び専門委員を補佐する。

( 会議 )

第七条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

( 部会 )

第八条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び専門委員の互選によつて定める。

( 庶務 )

第九条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

( 委任 )

第十条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。

附則 ( 略 )